

議案第53号

令和7年度鯖江市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度鯖江市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度鯖江市水道事業会計予算第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
上 下 水 道 事 業	令和7年度から	391,380千円
包括的民間委託事業	令和10年度まで	

令和7年8月27日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額		当年度以降の 支払義務発生額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
上下水道事業 包括的民間委託事業	391,380	—	—	令和7年度 ～ 令和10年度	391,380	—	—	391,380	—